

【理由】

薬事法施行規則等の公布にあたり、先日パブリックコメントが公開されましたが、厚生労働省によれば、「郵便そのほかの方法により医薬品の販売等」の部分に対して2,353件の意見が寄せられ、2,303件が反対の意見として寄せられたとのこと。それらの意見は個別でかつ切実なものでありますが、それらのほとんどが公開されずに隠蔽されています。また、その意見の内容は想像をはるかに超える多種多様かつ個別の事情が複合的に重なり合った切実な意見です。本来のパブリックコメントの趣旨からすると、これらの意見は隠蔽されるべき意見ではなく、まさに国民的議論をする上では必要不可欠なものである。個別の意見のすべてを開示し、それらに対する厚生労働省の考え方をコメントする義務があると考えます。

今回の検討会は、通信販売の大幅な制限の方向性を打ち出した「医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会」の構成員15人（後任者1人を含む）をもとにしており、新たに追加されたメンバーは、たったの4人にすぎません。大臣は、記者会見で、繰り返し国民的議論の必要性に言及されてきましたが、このような構成メンバーで本当に「国民的議論」が担保されるのかを危惧いたしております。また、真の「国民的議論」を担保するためには、国民に幅広く情報が行きわたることが必要であるとともに、議事運営上も公平性を担保する必要があります。

ヤフーと楽天に寄せられた署名数（速報値）が50万件を突破したことからも分かるように、一般用医薬品の通信販売は、国民の健康維持のために生活に深く根ざした必要不可欠な手段となっています。署名に寄せられたコメント等からは、通信販売以外の方法では購入が困難な利用者が多数存在しており、代替策（医療機関への受診時等での購入、依頼を受けた家族などによる購入、配置販売、最寄の薬局に送付する等）では解決できないと考えます。「薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の対応方策」と「インターネット等を通じた医薬品販売のあり方」の2つに議題が分かれています。第1の議題につき、不完全な代替策をもって全ての問題の解決が図られたとして以後の議論がないがしろにされてしまうことを危惧いたします。通信販売での医薬品の購入を通じて健康を維持する購入者の方にいかに安全な環境を構築しながら販売を継続できるかを議論することが必要不可欠です。

我々は、医薬品を通信販売で購入して使用することにより健康の維持を図っている方々の健康の問題を考えることが必要と思っております。また、そのような国民のニーズを踏まえながら業務を行ってきた事業者が、法律に根拠を持たない規制により突然サービス提供を大幅に制限される事態になることは非常に大きな問題があると考えます。

つきましては、安全な販売環境の整備と国民の健康維持のための建設的な議論が行われるよう、今後の検討会の運営につき、何卒ご配慮のほど宜しくお願いします。

以 上